

## タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 目的の改正

この法律の目的として、輸送の安全の確保に資することを追加するものとする。 (第一条関係)

### 第二 指定地域制度の見直し

#### 一 指定地域の要件の改正

この法律で「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいうものとする。 (第二条第五項関係)

#### 二 特定指定地域制度の創設

1 この法律で「特定指定地域」とは、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシ―事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいうものとする。

( 第二条第六項関係 )

- 2 現行の指定地域における次に掲げる措置は、特定指定地域に限定するものとする。
  - イ 国土交通省令で定める運転の経歴を有しておらず、又は地理の試験に合格していないことをタクシー運転者の登録の拒否要件とすること。
  - ロ 適正化事業実施機関が適正化業務を実施することができること。
  - ハ 国土交通大臣がタクシー乗場を指定し、かつ、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を指定することができること。

( 第七条第一項第四号、第三十四条第一項及び第四十三条第一項関係 )

第三 タクシー運転者の登録制度の見直し

- 一 タクシー運転者の登録の拒否要件として、タクシー運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを修了していないことを追加するものとする。  
( 第七条第一項第三号関係 )

- 二 タクシー運転者の登録を受けている者(以下「登録運転者」という。)の登録の取消要件として、第

四の講習受講命令に係る講習を受けないとき、及び道路運送法第二十九条の規定による届出がされた重大な事故（国土交通省令で定めるものに限る。）を引き起こしたときを追加するものとする。

（第九条第一項第二号及び第三号関係）

#### 第四 講習受講命令制度の創設

国土交通大臣は、タクシー事業者に対し、特に業務の取扱いの改善を図る必要があると認められる登録運転者に、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを受けさせるよう命ずることができるものとする。

（第十八条の二関係）

#### 第五 登録運転者業務経歴証明書の交付制度の創設

登録運転者は、国土交通大臣に対し、第三の二の重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する経歴に係る国土交通省令で定める事項を記載した書面の交付を申請することができ、当該申請を受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、当該書面を交付するものとする制度を創設するものとする。

（第十八条の三関係）

#### 第六 タクシー運転者の登録等に関する事務を行う機関の指定制から登録制への移行

タクシー運転者の登録等に関する事務について、国土交通大臣が指定した者に行わせる制度を国土交通大臣の登録を受けた者に行わせる制度に改めるとともに、当該登録の申請手続を定める等所要の規定の整備を行うものとする。

(第十九条から第三十三条まで関係)

## 第七 その他

- 一 罰則に関し所要の改正を行うものとする。 (第五十七条から第六十二条まで関係)
- 二 その他所要の改正を行うものとする。

## 第八 附則関係

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日等から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めるものとする。 (附則第二条から第十一条まで関係)
- 三 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。 (附則第十二条及び第十三条関係)